

開業のための  
資金を借りたい

# 開業資金（創業サポート枠）

【責任共有制度対象外】  
（一般保証は責任共有制度対象）

開業前～  
開業後5年未満

## 趣旨・目的

県内で新たに事業を始めるため、または県内で開業後、事業基盤を確立するために必要な設備資金および運転資金

## 対象となる方

- 開業資金（創業枠）の融資対象者の要件（P8参照）を満たし、かつ、次のいずれかに該当する方
- ア 認定特定創業支援等事業の支援を受けた者（対象となる事業は、各市町にお問い合わせください）
- ・開業6か月前から利用可能
  - ・融資限度額3,000万円まで利用可能
- イ 県内インキュベーション施設の入居者
- ウ 所定の県の創業支援策の対象者
- エ 商工会議所、商工会、産業支援プラザの経営支援を受けた者

## 支援内容

### 融資条件

融資限度額 （※1）	運転・設備合計で2,500万円 （融資希望額が2,000万円を超える場合、自己資金相当額により制限があります）
融資利率 （※2）	年1.00%
融資期間 （※3）	7年以内（据置1年以内）
信用保証料率	年0.50%（必ず保証付き） （一般保証利用の場合、年0.00%～1.32%）
担保・保証人	無担保・原則無保証人（法人の場合の代表者を除く） （一般保証利用の場合、保証協会の定めるところによる）
借入申込先	各商工会議所、商工会、（公財）滋賀県産業支援プラザ

- （※1） 設備資金の場合は、融資対象について、借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがされていないことが必要です。融資限度額は、旧制度（開業資金（創業枠A・B・C）、（成長枠））、創業枠および女性創業枠の残高を含みます。
- （※2） 4月1日現在の利率であり、今後金融情勢等により変更することがあります。
- （※3） 融資期間は1年以上としてください。

問い合わせ先

商工会議所・商工会（130、131ページ No.52、54）

（公財）滋賀県産業支援プラザ 経営支援部 経営相談室

TEL：077-511-1413（131ページ No.55）